



## 2. 冬季における年次有給休暇の取得促進について

---

休暇をとって

いつもと違う冬を探しに行こう。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

## 3. 小学校休業等対応助成金・支援金の延長（予定）

---

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するために設けている「小学校休業等対応助成金・支援金」について、対象となる休暇取得の期間が、今後令和5年3月末までとなる予定です。

助成金は労働者を雇用する事業主の方、支援金は委託を受けて個人で仕事をする方が対象です。

また、労働者からの相談内容に応じて企業への本助成金活用の働きかけ等を行うため、宮城労働局に設置している「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の開設期間も延長いたします。

■詳細

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28891.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28891.htm)  
↓

■問合せ先：コールセンター 0120-603-999、受付時間9：00～21：00（土日・祝日含む）

■特別相談窓口（宮城労働局雇用環境・均等室）：022-299-8844、受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）

---

#### 4. 募集情報等提供事業の運営ルールが変わります

---

令和4年10月1日に施行された改正職業安定法により、「募集情報等提供」の範囲が拡大し、事業運営のルールが変わりました。

また、特定募集情報等提供事業に届出制が創設されました。

改正のポイントは次のとおりです。

##### 1 募集情報等提供に該当するサービスの拡大

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

##### 2 特定募集情報等提供事業者の届出制の創設

特定募集情報等提供事業者（労働者になろうとする者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されました。

令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があります。

届出方法は、原則オンラインによることとしています。国の行政機関に対する電子申請を可能とする「e-Gov（イーガブ）電子申請」において、電子申請を受け付けています。

##### 3 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報
- ② 求職者情報
- ③ 求人企業に関する情報
- ④ 自社に関する情報
- ⑤ 事業の実績に関する情報

また、虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはなりません。

改正職業安定法について、詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000983825.pdf>

#### 【お問合せ先】

需給調整事業課（022-292-6071）

---

## 5. 知っていますか？あなたの最低賃金

---

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和4年10月1日から883円に改正されています。

12月15日から、下記の3つの産業の県内事業所で働く労働者に適用される最低賃金が改正されます。

自分の職場の賃金をチェックしてみましょう。

#### ●特定最低賃金

- ・鉄鋼業 時間額983円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額919円
- ・自動車小売業 時間額946円

#### ●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

#### ●宮城県の特定最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/20201124sangyoubetusaichin.html>

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

---

## 6. 産業保健スタッフ向け研修会のお知らせ！

---

宮城産業保健総合支援センターが開催する、産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会（メンタルヘルス対策、ハラスメント対策、健康経営等）の2022年度（後期）開催分がHPにアップされています。以下のリンク先をご確認ください。

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/wp/wp-content/uploads/2022/10/sangyuhoken-kouki2022.pdf>

詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

- 宮城産業保健総合支援センター  
仙台市青葉区中央4-6-1 SS30（15階）  
電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283  
URL <https://www.miyagis.johas.go.jp>

---

## 7. さんぽメールマガジンのご案内！

---

宮城産業保健総合支援センターでは、産業保健に関する最新情報をお届けするメールマガジンを発行しています。是非、この機会に以下のリンク先から配信登録をお願いします。（登録料・情報料は無料です。）

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/ml-entry>

詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

- 宮城産業保健総合支援センター  
仙台市青葉区中央4-6-1 SS30（15階）  
電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283  
URL <https://www.miyagis.johas.go.jp>

---

## 8. 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）のお知らせ

---

県では、県内沿岸部に所在する事業所において、東日本大震災で被災した方を令和4年1月1日以降に雇用した中小企業の事業主を対象として、「宮城県事業復興型雇用創出助成金」を支給し、雇入れの支援を行います。

- ◆助成金額：労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所当たり総額2千万円が上限）
- ◆受付期間：令和4年12月9日（金）から令和5年1月18日（水）まで（消印有効）

●宮城県事業復興型雇用創出助成金HP  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyuu-top.html>

【お問合せ先】宮城県雇用対策課 雇用創出支援班  
(022-797-4661)